

児 童 扶 養 手 当

◇ 児童扶養手当とは

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

その目的は、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

◇ 支給対象者

父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童、父（母）が死亡した児童、父（母）が障がいの状態にあるなどの児童を監護している母（父）、または母（父）にかわってその児童を養育している保護者に支給されます。

※ 所得による支給の制限があります。定められた額以上の所得があるときは手当が受けられません。

◇ 手当の支給月

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分までを支給します。

※ 原則として、申請月の翌月分から支給されます。

◇ 手当の月額（令和2年4月～）

区分	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	10,180円～43,150円
第2子加算額	10,190円	5,100円～10,180円
第3子以降加算額	6,110円	3,060円～6,100円

※ 所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

◇ 現況届について

手当を受けている方は、毎年8月中に「児童扶養手当現況届」を提出しなければなりません。

現況届は、毎年8月1日の受給者の状況を把握し、引き続き受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。

届出が遅れると、8月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

【手続きに必要なもの】

- ・ 健康保険証の写し
- ・ 預金通帳の写し
- ・ 印鑑

◇ お問い合わせ

住民課 福祉環境係 ☎0947-62-3000（代表）